

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年11月28日（令和6年（行情）諮詢第1325号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第802号）

事件名：「派遣部隊に対する取材支援（PKO）」に関する行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月17日付け防官文第11625号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書1

他にも文書が存在するはずである。

テーマの重要性を鑑みると特定された文書が少なすぎる。

##### （2）審査請求書2

アないしカ（略）

### 第3 謝問序の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年7月17日付け防官文第11625号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮詢を行うまでに約6年4か月及び約6年3か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) ないし (5) (略)
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月28日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年12月15日 審議
- ④ 令和8年1月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言及び添付資料から統合幕僚監部報道官が作成した平成28年度における派遣部隊に対する取材支援（PKO）（以下「本事業」という。）に関する文書の全てを求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、本事業に係る予算要求の際の説明資料として作成されたものである。

ウ 本事業は、現地の情勢悪化の影響で実施されなかつたことから、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成していない。

エ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

- (2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）ウの本事業の実施状況及び上記（1）エの探索状

況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までにそれぞれ約6年4か月及び約6年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「派遣部隊に対する取材支援（PKO）」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。【出典（2017.10.23一本本B1043）を裏面にプリントアウト】

2 本件対象文書

文書1 派遣部隊に対する取材支援（南スーダン）

文書2 総括一覧表

文書3 二読資料